

9 障害のある子どもを支援する

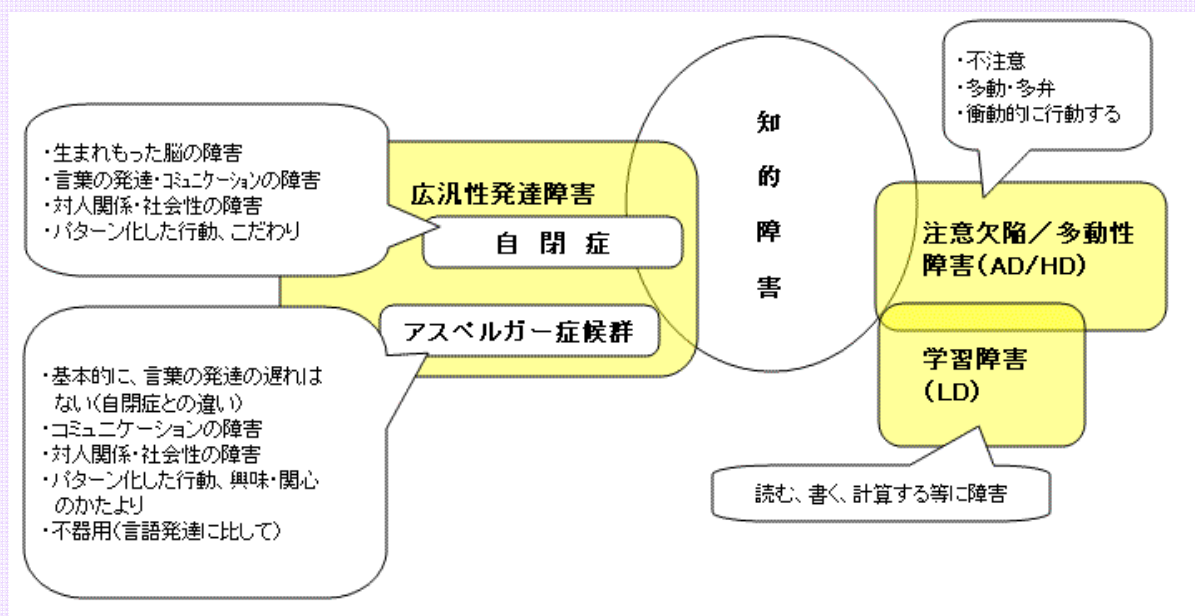
現状と課題

- 区では、保健相談所等において、新生児訪問、育児学級や4か月、1歳6か月、3歳の乳幼児健診などを実施し、障害児の早期発見や障害児の把握に努めています。
しかし、障害の種類によっては、4か月児でわかる障害もあれば、学齢期にならないとわからない障害もあります。
- 平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、自閉症、アスペルガー症候群他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥/多動性障害などの低年齢で発現する障害について、支援を進めることとなりました。
区においても、早期発見や早期療育の体制づくりの強化を検討する必要があります。
- 保健相談所では、発達の遅れがある児童を含め、経過観察をはじめ、専門機関や関係機関への紹介、親への支援・情報提供等を継続して行っています。
- 心身障害者福祉センターでは、このような児童に対して早期療育を図るため、療育事業を実施しています。障害児に関する相談件数は10年前に比べ約3倍弱となっており、発達障害児の低年齢化が進んでいます。療育事業についても、対象児童の増加により、待機期間が生じており、その短縮に向けた取り組みを開始しています。
- 民間への補助事業として実施している幼児教室は、保育園や幼稚園入園等への橋渡しの役割を担っています。児童の障害が多様化している中、子どもの障害に対する親の受容や仲間づくりが課題の一つとなっています。
- 保育園や学童クラブでは、障害児の受け入れ数が増加傾向にあり、障害児保育に関する職員研修など、支援の充実を図っています。また、保育園や学童クラブにおける重度障害児の受け入れが困難なことから、その対応が課題となっています。
障害児の放課後活動については、訓練事業や中高生の障害児を含めた地域デイサービス事業として、区の補助により、民間団体により運営されており、多様な活動に対する支援を行っています。

- 障害児教育では、平成 19 年 4 月から本格実施となる特別支援教育に対応するため、平成 17 年度から「練馬区特別支援教育あり方検討委員会」を設置し、発達障害を含めた配慮を要する児童・生徒を支援する校内外の体制の整備、交流・共同学習、副籍制度の導入に向けた居住地校交流の実施等について、検討してきました。
- 区では、これまで実践してきた心身障害教育を基盤として、一人ひとりの教育ニーズに応じて、その能力や可能性を最大限に伸ばし、きめ細やかな教育の充実を図るため、教員の専門性を高め、適切な教育的支援をめざします。
- このように、障害児に対して、乳幼児期から学校卒業後までを継続して支援する体制の整備が求められています。
- すでに、区立小中学校等においては、コーディネーターの養成を進めています。
- 今後、他の機関においても、特別支援教育への連携、発達障害者に対する支援の充実およびネットワークの構築が求められています。

発達障害とは

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥/多動性障害などの、通常低年齢で発現する脳機能の障害のことで、下図のような内容の障害をいいます。



施策の方向

- 発達障害に対する早期発見・早期療育の機能を強化するために、心身障害者福祉センター内に「こども発達支援センター」を整備します。
- 「特別支援教育」の円滑な実施を図り、コーディネーターの養成や「個別支援計画」の作成等により、個々のニーズに応じた教育的支援に努めます。
- 保健相談所、福祉事務所、心身障害者福祉センター、保育園、学校、教育センター、練馬区医師会等の各関係機関の連携を進め、継続した支援体制を構築します。

1 早期発見と早期療育

(1) 妊婦健診・乳幼児健診

【健康推進課・保健相談所】

- 妊婦健康診査や乳幼児健康診査により、ハイリスクの妊婦や心身機能、言語や発達の遅れがある子ども、あるいは、軽度の発達障害の疑いのある子どもを早期に発見し、関係機関との連携により必要な支援を行います。
- また、健診時等における発達障害等の早期発見を図るため、事例の検討を通して、健康診査の質の向上に努めます。

	区分	現況（18年度）	22年度
妊婦健康診査		前期 5,900件	前期 5,900件
		後期 5,400件	後期 5,400件
4カ月児健診	継続	6,000人	6,000人
1歳6ヶ月児健診		5,200人	5,200人
3歳児健診		6,000人	6,000人

(2) 健診のフォロー

【保健相談所】

- 発育・発達に支援が必要な子どもと親に対して、相談やグループ指導を行うとともに、さらに、適切な療育・指導が受けられるよう、関係機関との連携を図りながら支援していきます。

	区分	現況（18年度）	22年度
心理経過観察	継続		
1歳6か月児		延べ2,100人 (164回)	延べ2,100人 (163回)
3歳児		延べ1,350人 (135回)	延べ1,350人 (135回)

(3) 心身障害者福祉センター

【障害者サービス調整担当課】

- 障害の早期発見、早期療育・訓練等のニーズ充実に対応するため、心身障害者福祉センターの施設のあり方について検討を進めます。
- また、発達障害に冠する相談機能、訓練機能の拡充を図るため、「こども発達支援センター」を整備します。
- 一方、国は、平成20年度までに、児童デイサービスを含め、障害児サービス全体的見直しを行なうとしているため、その動向を踏まえながら事業の再編を実施します。

	区分	現況（18年度）	22年度
こども発達支援センター	新規	検討	開設
児童デイサービス	充実	延べ70人	国の動向による

2 障害児保育と民間活動支援

(1) 保育園

【保育課】

- 障害児保育を引き続き充実させるとともに、専門家による巡回指導、職員研修の充実や心身障害者福祉センター等との連携を強めます。
- 区立保育園においては、原則として身体障害者手帳3級または愛の手帳3度程度以下で3歳以上の児童を、1園3人まで受け入れます。
- 私立保育園においては、各保育園の保育方針に基づき、受け入れの充実に努めます。また、新設保育園においても、障害児保育の実施に努めます。

	区分	現況（18年度）	22年度
区立保育園		58園 159人	59園 175人
私立保育園	充実	11園 36人 (18年8月現在)	15園 45人

(2) 幼稚園

【学務課】

- 全区立幼稚園で障害児保育を実施します。
- また、私立幼稚園で障害児保育を実施する場合、区が事業の委託をします。

	区分	現況（18年度）	22年度
区立幼稚園		3園	5園
私立幼稚園	充実	12園	15園

(3) 幼児教室・放課後活動

【障害者施策推進課】

- ○ 民間団体により実施されている心身障害児を対象とした幼児教室や放課後活動に対する支援を拡充します。
- また、地域活動支援センター「谷原フレンド」における放課後事業（日中一時支援事業）の実施に向けた検討を行います。

	区分	現況（18年度）	22年度
民間幼児教室		2か所	拡充
民間放課後活動	充実	4団体	
谷原フレンド		検討	放課後事業の実施

(4) 学童クラブ

【子育て支援課】

- 学童クラブにおいては、1クラブ2人（委託学童クラブは3人）までの受け入れを行っており、専門家による巡回指導・相談の充実や職員の研修等を通じて、保育内容を充実させていきます。
- 学童クラブの新設、改築等に当たっては、可能な限り障害児に配慮した施設にしていきます。

	区分	現況（18年度）	22年度
学童クラブ	充実	82クラブ 146人 (18年4月)	92クラブ 191人

3 特別支援教育の実施

(1) 特別支援教育

【学務課】

- ノーマライゼーションの進展や、児童生徒の障害の多様化の中で、障害のある児童生徒等一人ひとりの教育ニーズを把握し、必要な支援に努めます。
- 教育、福祉、医療、労働等が一体となって、障害のある児童生徒およびその保護者等に対する相談（早期）と支援を行うための一貫した体制の組織化をめざします。

(2) 心身障害学級

【学務課】

- 心身障害学級に在籍する児童・生徒の増加や、今後の特別支援教育推進の中核的役割を担うため、心身障害学級の増設を行います。

(3) 学習環境の整備

【学務課・施設課】

- 児童生徒の障害状況にあわせて、段差の解消、手すりの設置等、施設改善をさらに促進します。また、校舎改築にあわせて、バリアフリー化を一層促進します。
- 介助等人的支援体制を維持し、巡回相談員による巡回相談を含め、総合的な支援体制の整備を図ります。

(4) 特別支援教育への転換

【学務課】

- 現行の心身障害教育から、発達障害を含めた児童・生徒に対する教育的支援を行う特別支援教育への転換を図ります。
- 各校の特別教育支援コーディネーターを中心として、校内体制を強化し、巡回相談員による助言・指導の実施により、支援の充実を図ります。
- 心身障害学級と通級学級で交流や共同学習を充実するとともに、盲・ろう・養護学校に在籍する区内在住の児童・生徒を対象に、居住地にある小中学校との交流を促進します。

特別支援教育とは、

従来の心身障害教育の対象の障害だけではなく、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（AD/HD）、高機能自閉症等を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育ニーズを把握して、持てる力を高め、学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことです。

なお、平成18年6月に学校教育法等の関係法令が改正され、平成19年4月から実施されます。

	区分	現況（18年度）	22年度
小学校	充実		・小学校
知的障害学級		10校	知的障害学級 3校増設
情緒障害学級		5校	
難聴学級		2校	情緒障害学級
言語学級		4校	1校増設
弱視学級		1校	(19年度)
中学校			・中学校
知的障害学級		6校	知的障害学級
情緒障害学級		1校	2校増設
難聴学級		1校	(20年度)
弱視学級	1校		

(5) 教員研修の推進

【教育指導課】

- 各校の特別支援教育推進の中心となる、特別支援教育コーディネーターを養成する研修を充実していきます。
- 教員に対し、特別支援教育推進のための研修を実施し、特別支援教育に関する理解を深めるとともに、教員の専門性の向上を図ります。

	区分	現況（18年度）	22年度
特別支援教育コーディネーター養成研修	充実	6回	6回
特別支援教育理解のための研修		4回	特別支援教育推進のための研修4回

4 障害児支援機関の連携

○ 障害児支援ネットワーク会議

【関係各課】

保健相談所、心身障害者福祉センター、総合福祉事務所、保育園、民間団体、教育等との連携を強化し、それぞれの機関において円滑なサービスの利用を図るとともに、障害児に対する総合的な支援体制の構築に努めます。

	区分	現況（18年度）	22年度
障害児支援ネットワーク会議	新規	検討	実施